

プール構造設備基準

項目	基準（指導事項を含む）	根拠
貯水槽	<p>不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。</p> <p>水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。</p> <p>貯水槽に接続される水位調整槽（バランシングタンク）及び還水槽等についても、清掃等が容易にできる構造とすること。</p>	<p>条 3-3-1</p> <p>条 3-3-1 規則 10 別 1 (6)</p>
プールサイド	<p>不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。</p> <p>良好な水はけ等に考慮した構造とすること。</p> <p>水泳者数に応じ、また、救急のための作業を妨げない十分な広さとすること。</p> <p>緊急時に速やかな救命措置等ができるように貯水槽の全辺に配置すること。</p>	<p>条 3-3-2 指導 規則 10 別 1 (1)</p> <p>指導</p>
通路	<p>不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。</p> <p>良好な水はけ等に考慮した構造とすること。</p>	<p>条 3-3-3 指導</p>
給水設備	<p>給水管にプール水が逆流しないような構造とすること。</p> <p>吐水口空間を確保すること。</p>	<p>条 3-3-4 指導</p>
浄化設備	<p>貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。</p> <p>1 時間当たり貯水槽容量の 1/6 以上の処理能力を有する設備を設けること。また、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1 時間につき 1/4 以上を処理する能力を有すること。</p> <p>循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5 度以下であること。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓または測定装置を設けること。</p> <p>唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。</p> <p>オーバーフロー水をプール水として再利用する場合は、オーバーフロー水に排水等が混入しない構造とすること。</p>	<p>規則 10 別 1 (2) 指導</p>
量水器等	<p>新規補給水量及び循環水量を把握するため、専用の量水器等を設けること。</p> <p>原則として各貯水槽の循環系統ごとに設置する。また、実際の水量を把握できるものであれば流量計等に替えてもよい。</p>	<p>規則 10 別 1 (3) 指導</p>
消毒設備	<p>プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する装置を設けること。</p> <p>循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。</p> <p>オゾン又は紫外線等の塩素剤以外による消毒設備を設ける場合は、衛生及び安全の確保に支障のない構造とし、塩素剤等による消毒と併用すること。</p>	<p>規則 10 別 1 (4)</p> <p>規則 10 別 1 (5) 指導</p>
排水設備	<p>排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。</p> <p>循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。</p> <p>ただし、吸込み圧力の低下を図るため、循環水取入口を数多く設けて取入水量を分散しているなど、構造上吸付きが起こらないことが明らかである場合はこの限りではない。</p>	<p>条 3-3-5</p> <p>規則 10 別 1 (7) 指導</p>

吸込み防止金具	循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。 ただし、構造上吸込み事故の発生の危険性がないことが明らかである場合は、必ずしも設置する必要はない。	規則 10 別 1 (8) 指導
吐 出 口	吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。	規則 10 別 1 (9)
足洗い場及び腰洗い槽 (以下「足洗い場等」という。) 並びにシャワー	プール水の汚染を防止するため、更衣所及び便所から貯水槽に至る途中等適正な位置に設置すること。 なお、当該シャワーが温水を使用するなど、洗浄水の温度を適温とし、かつ、洗浄水を常時放水する機能、自動的に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳者が必ず全身を洗浄できるものである場合は足洗い場等を省略することができる。	規則 10 別 1 (10)
定 員	水泳者の定員は、原則としてロッカー等の数を基に算出すること。 ただし、トレーニングジム等が併設されているなどの場合は利用実態等を基に算出すること。	指導
洗面所、洗眼所及び水飲場	水泳者 50 人当たり 1 個の洗面水栓を備えた洗面所、水泳者 50 人当たり 1 個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者 50 人当たり 1 個の洗眼専用の洗眼器を備え付けた洗眼所を、利用に適する場所に設置すること。 洗面水栓と飲用水栓は同一構造のもので差し支えないが、洗眼器は専用のものを設置すること。スイミングスクール等利用者が集中する時間帯が生ずる施設は、適宜設置数を増やすこと。	規則 10 別 1 (11) 指導
便 所	男子用及び女子用の便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。 男子用として 60 人に 1 個、女子用として 40 人に 1 個の割合の便器を設け、男子用小便器 5 個ごとに男子用大便器 1 個を設けること。なお、便所の構造は、水洗式とし、床は不浸透性材料を用いること。	条 3-3-6 規則 10 別 1 (12)
更 衣 所	男子用及び女子用の更衣所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。 利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。	条 3-3-6 規則 10 別 1 (13)
救 護 所	応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。	条 3-3-7
監 視 所	救命浮輪、麻なわその他の適当な救命器具を備えること。 プール全体を見渡すことのできる場所及び貯水槽の水底も見える位置に設けること。 なお、一つの監視所でプール全体を見渡すことができない場合にあっては、監視所を複数設けること。	条 3-3-8 規則 10 別 1 (14) 指導
放送設備及び連絡設備	緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、プールに適した放送設備及び連絡設備を整備すること。 ただし、小規模な施設等において、拡声器等で代用できる場合は、必ずしも上記の設備を整備する必要はないこと。	規則 10 別 1 (15) 指導

照 明 設 備	屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時 100 ルクス以上の照度を確保できる設備を設けること。	規則 10 別 1 (16)
換 気 設 備	屋内プールには、十分な換気ができる設備を設けること。	規則 10 別 1 (17)
機 械 室	施錠ができる構造とすること。	規則 10 別 1 (18)
休 憩 所	設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。 水泳者の飲食等を伴わない一時休憩のためにいすをプールサイドに配置する程度のものについては、区画は必要としない。	規則 10 別 1 (19) 指導
観 覧 席	設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと、垣、さく等で区画すること。	規則 10 別 1 (20)
遊 戯 設 備	設ける場合は、危害防止上、適切な構造のものであり、安全な場所に配置すること。	規則 10 別 1 (21)
薬品保管施設	塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。 保管する薬剤は、塩素剤等以外の薬剤も対象としており、異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管設備に薬剤の名称を記載するとともに、色分けを行うなど、薬剤を明確に識別できる措置を講じること。また、薬剤保管容器についても同様とする。	規則 10 別 1 (22) 指導
採 暖 室 採 暖 槽	プールの付帯設備として採暖室及び採暖槽等を設ける場合は、衛生的な管理及び使用ができる構造設備とすること。特に、気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備を設ける場合は、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。	指導

根拠条例等

大田区プールに関する条例（条）

大田区プールに関する条例施行規則（規則）